

「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の一部改正について  
新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>別記 記</p> <p>別記 1</p> <p>1 (略)</p> <p>2 付表に掲げる技術若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は「輸出貿易管理令別表第3の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成13年経済産業省告示第758号)に掲げる貨物(以下「告示で定める貨物」という。)(別紙の1又は2に該当するものを除く。)若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの(技術を利用する者又は貨物の需要者(以下「需要者等」という。)が確定していない場合(役務取引許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しない。以下同じ。)に限る。)</p> <p>3 外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの</p> <p>別記 2 (略)</p> <p>別記 3</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号。)</p>	<p>(略)</p> <p>別記 記</p> <p>別記 1</p> <p>1 (略)</p> <p>2 付表に掲げる技術若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は「輸出貿易管理令別表第3の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成13年経済産業省告示第758号)に掲げる貨物(以下「告示で定める貨物」という。)(別紙の1又は2に該当するものを除く。)若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域、<u>大韓民国</u>並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの(技術を利用する者又は貨物の需要者(以下「需要者等」という。)が確定していない場合(役務取引許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しない。以下同じ。)に限る。)</p> <p>3 外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第4の2に掲げる地域<u>及び大韓民国</u>以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの</p> <p>別記 2 (略)</p> <p>別記 3</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号。)</p>

以下「貨物等省令」という。)第7条第1号八のうち貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するものに該当する貨物若しくは貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の輸出又は貨物等省令第20条第2項第9号のうち貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するプログラム若しくは貨物等省令第21条第1項第9号のうち貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の機能を実現するためのプログラムの提供を目的とする取引については、3の誓約書の提出を要しない場合がある。

付表

1～7 (略)

8 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号若しくは第3号又は第9号から第12号までに該当するもの

9～21 (略)

別紙 (略)

以下「貨物等省令」という。)第7条第1号八のうち貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するものに該当する貨物の輸出、貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の輸出又は貨物等省令第20条第2項第6号のうち貨物等省令第8条第9号に該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するプログラムの提供を目的とする取引については、3の誓約書の提出を要しない場合がある。

付表

1～7 (略)

8 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第6号から第9号までに該当するもの

9～21 (略)

別紙 (略)